

置づけ、用語の定義、基本理念、町や町民等のそれぞれの責務などを規定します。

基本理念としては、①町、

市民、地域活動団体、事業者等、関係行政機関の適切な役割分担による協働

による支えあう地域社会の形成

③それぞれの役割分担による連携・協力

④子ども、高齢者、障がい者、女性等への配慮

⑤観光客等の安全確保、といったことを推進します。

また、施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画を策定します。

第2章（基本的施策）
第2章では、防災対策、防犯対策、児童等の安全確保、青少年の健全育成を規定します。

防犯対策では、自主防犯活動の促進や公共施設の整備、空地空家の管理などを規定し、児童等の安全確保では、学校等での安全確保、通学路等における安全確保、安全教育の充実等を規定します。また、青少年の健全育成のため、有害環境

からの保護等を規定します。

第3章（推進体制等）

第3章では、推進体制の整備、推進協議会の設置、犯罪被害者等への支援、財政上の措置などが規定されます。

「幌延町安全で安心なまちづくり推進条例」は、私は幌延町安全で安心なまちづくり推進協議会を設置し、基本計画の実施状況や見直し案などについて協議していきます。

推進協議会の設置では、「幌延町安全で安心なまちづくり推進条例」は、私は幌延町に暮らす全ての住民が健やかに、安心して暮らし、活動をしていくための条例です。この条例を実のあるものにするために、住民それぞれが支えあい、見守り、助け合う地域社会の実現が不可欠です。この条例を実現するためには、条例の詳しい内容について

では、今後、住民説明会やパブリックコメント、広報等でお知らせしていくので、ご意見等がありますたら、お寄せ下さい。

■お問い合わせ先
電話 5-1115
町民課生活環境グループ

■幌延町安全で安心なまちづくり推進条例（素案）の構成

前文	社会環境の変化・条例制定の意義・取組への決意					
目的 (第1章第1条)	犯罪の起りにくいまちづくり・安全で安心して暮らせる地域社会の実現					
位置づけ (第1章第2条)	幌延町まちづくり基本条例第32条（安全安心なまちづくり）					
定義 (第1章第3条)	町民・地域活動団体・事業者等・関係行政機関					
基本理念（第1章第4条）						
協働による推進	支えあう社会の形成	役割分担と連携・協力	弱者への配慮			
責務（第1章第5～8条）						
町の責務 (第5条)	町民の責務 (第6条)	地域活動団体の責務 (第7条)	事業者等の責務 (第8条)			
町と関係行政機関の連携・協力（第1章第9条）	基本計画の策定（第1章第10条）					
基本的施策（第2章第11～24条）						
第1節 防災対策	第2節 防犯対策					
・防災対策（第11条）	・防犯対策の推進（第12条） ・自主防犯活動の促進（第13条） ・公共施設の整備（第14条） ・駐車場等の設置者等の努力義務（第15条） ・犯罪の防止に配慮した住宅の普及（第16条） ・住宅を新築しようとする者等の努力義務（第17条） ・空地空家の管理（第18条）					
第3節 児童等の安全の確保	第4節 青少年の健全育成					
・学校等における児童等の安全の確保（第19条） ・学校等における安全対策の推進体制の整備（第20条） ・通学路等における児童等の安全の確保（第21条） ・安全教育等の充実（第22条）	・青少年の健全育成（第23条） ・青少年の有害環境からの保護（第24条）					
推進体制等（第3章第25～29条）						
推進体制の整備（第25条） 推進協議会の設置（第26条） 犯罪被害者等への支援（第27条） 財政上の措置（第28条） 委任（第29条）						